

ちくし 法律事務所

The guardians of Rights
2010 SUMMER NEWS



Fantasy & Memory Keisuke Okabe ©

人間の祖先は海から来た生物、魚である…。

ペーパー・スクリーン映画 大場 敬介



弁護士
稲村 晴夫

Haruo Inamura

「暑中お見舞い申し上げます。」

最近「永遠の0」(白田尚樹)という小説を読みました。ゼロ戦による沖縄への特攻で二六才の若さで死んでいった青年の話です。太平洋戦争を通史として描いてあり、あの戦争の悲惨さと、そこで戦い死んでいった若者達の様々な思いを知ることができます。

すでに終戦から六五年を経過し、先の戦争は遠い昔の出来事のようにも思われます。

しかし、核兵器廃絶、在日米軍基地、憲法九条改正などは、これから先の国のあり方を決めるうえで現在の日本人に突きつけられている問題です。これらの問題を考える原点として、私達はもっと先の戦争の実相とそこで傷つき死んでいった多くの人間のことを知らねばならないのではないのでしょうか。戦争を風化させず、毎年新たな気持ちで八月二五日を迎えたいものです。

寄稿

ふるさとの豊かな自然を守るために



「冷水自然を守る会」会長

齊田 成人

Shigenori Aida

プロフィール

平成11年3月、教職を定年で退職し、区長、人権擁護委員、民生児童委員、社会教育委員、中学校での「心の悩み相談員」等を引き受け、地域活動に専念しています。

今雨が降っています。梅雨の雨に洗われた樹々は鮮やかに緑を増し、清々しく目に映ります。わたしたちが暮らす山里である冷水地区（筑紫野市山家一区）は、昔から緑と清水に恵まれた地域でした。しかし、最近雨が降るとわたしたちの心を暗くし、不安感を募らせます。それは、昨年（二〇〇九年）春に完成した汚泥処理施設が処理後の排水や処理施設の表層液を雨水に希釈して施設横の側溝に流している疑いをもったからです。

この施設は、食品の生産・加工の際に出る産業廃棄物である汚泥を微生物に分解させ処理する施設です。会社の説明によると処理後の排水は飲用に適するほど

きれいになり、悪臭もしいとのことでした。しかし、本格的営業を開始してわずか十ヵ月後の現在、悪臭はしていますし、雨天時には完全に処理されていない表層の汚水を放流している恐れがあります。雨天後処理槽の表面のあぶくがなく、悪臭が減ずることからの推定です。現在の汚泥処理は許容量の十分の程度と思われませんが会社の当初の説明と大きく異なり、悪臭はするし排水は有色で濁って飲料水に適するなどのもつてのほかです。

二〇〇八年六月、山家二区の住民に業者側より「汚泥処理施設」を作りたいので説明会を実施したいとの申し入れがありました。わたしたちは、山家地区の水源の起点に作られる施設に対し、建設反対の申し入れを行いました。それから二ヵ月以上にわたって会社及び行政機関に働きかけをしました。ところが全く効果がありませんでした。そこで、この一件を「ちくし法律事務所」に依頼することにしました。

ちくし法律事務所では早速会社と福岡県に働きかけ第二回目の説明会が行われました。ようやく施設や処理法について内容が分かりましたが、疑問や心配は解消されませんでした。ちくし法律事務所では専門家への問い合わせや調査依頼、行政機関への工事中止請求、住民への説明会等を精力的に実施していただきました。同年九月以来、月二回の会合、役員と弁護士の方との連絡や打ち合わせをさせていただきました。翌年三月には「冷水自然を守る会」の組織を結成しました。役員九人、会員約五〇人（世帯数三〇）、月二回の定例会。これには、弁護士さん三名も参加されています。

定期的な水質検査を含め監視活動と処理場反対の闘いを続けているところです。これからも山家二区の住民で力をあわせて、ふるさとの自然を守るために頑張っていきたいと思えます。



今夏、百名山のひとつ、上越国境にある巻機山に登りました。その麓は南魚沼、直江兼統の出身地です。上杉謙信の没後、織田・豊臣・徳川という巨大権力が相次ぎ興隆する困難な時代、兼統は上杉景勝を助けて上杉家の舵取りをしました。目先の利

害に動かされる世の大勢に抗し、義(愛)に生きる、それこそ生きる意味がある。みなさまも昨年の大河ドラマで妻夫木くんを応援されたことでしょうか。

天の時、地の利、人の和がそろってはじめて勝利することができます。裁判にもあてはまりません。薬害肝炎訴訟といった大規模集団訴訟であろうと普通の訴訟であろうと変わりません。先日、ある離婚事件が、長く困難な経過を経て家庭裁判所及び高等裁判所ともに勝訴し、なんとか解決することができました。法律、過去の裁判例、証拠関係、相手方の対応など天の時、地の利ともいふべき要因にも左右されましたが、最後は依頼者の誠実な人柄が裁判官の信頼を勝ち得たのだと思います。

「こんな時、どうする？」

弁護士 迫田 登紀子

Takiko Sakurada

Q 私には一人暮らしをしているおばがいます。おじが亡くなると急に認知症が悪化しました。おば夫婦には子どもがいませんし、私たちが引き取ることも難しいです。おばには施設で生活してもらいたいと思っていますが、私にはおばの預金もおろせないし、おじ名義の土地を売ることもできません。どうすればよいのでしょうか。

A ご相談の問題は、成年後見制度を利用することで解決できます。家庭裁判所により選ばれた後見人が、預金の引き出し、土地の相続と売却、施設の入所契約などを行います。

日本人の平均寿命は83歳、世界1位の長寿大国です。長い人生を自分らしく幸せに暮らしたいものですが、認知症は65歳以上で10人に1人、85歳以上では4人に1人の割合で出現するといわれています。ひとことではありません。認知症となる前に、遺言書を作成してあらかじめ遺産の使い途を決めたり、自分の希望する後見人をお願いしておく必要があります。

すでに起こってしまった紛争の解決ばかりではなく、こうした将来のリスクにそなえることにも弁護士のお知恵が役立つことがあります。心配なことがあれば、是非、一度ご相談されてください。



2010
SUMMER NEWS



井 護 士
吉野 隆二郎
Ryujin Yoshino

新年号に同封いたしました長崎県知事宛に謙早湾排水門の開門を求める署名について多くの方に協力いただきました。本当にありがとうございました。署名の効果もあったのか、政府与党内の謙早湾干拓事業検討委員会も開門調査を行う方向性を示しました。開門まであと少しのところまで来ました。引き続きこの問題に取り組みで行きます。

なお、私は今年度福岡県弁護士会の業務事務局長に就任しました。皆様にご迷惑をかけることと思いますが、よろしくお願いたします。



井 護 士
徳田 宣子
Akiho Tokuda

昨年10月から福岡でも医療A.D.R(弁護士が仲裁人となり話し合いをあっせんする制度)が始まり、患者側代理人の代表として開設運営に関わらせていただいています。

これまで医療事故は、示談交渉が決裂すれば、訴訟を選択することが一般的でしたが、その方法では必ずしも患者側と医療機関側の対話をはかることができなと感じることがありました。患者が求めているのは、必ずしも金銭の支払いだけでなく、医療機関からの誠実な説明であったり、話し合いの場であったりするからです。医療A.D.Rはその患者の願いに応えられる可能性を秘めた制度です。より使いやすい制度にすべく、頭をひねる毎日です。



井 護 士
田中 謙二
Keiji Tanaka

ちくし法律事務所の会議室が頑張っています。

地域の司法書士さん、行政書士さん、社会保険労務士さん、大学の先生などが集う学習会。憲法や平和を守るために活動している方々の会合。一般の市民の方々が演じ手となる市民参加型ミュージカルの企画打合せ。福祉関係の研究会。

多種多様な集まりが、ちくし法律事務所の会議室で行われるようになり、私としても嬉しく思っています。会議室くんも喜んでいることと思います。



井 護 士
落合 真吾
Shingo Otsuki

昨年10月に新事務所に移転して以降、更新が途絶えていた我が事務所のホームページでしたが、6月15日、こっそりとブログを開設いたしました。が、始めてみたのはいいものの何かと忙しく、このペースレターの原稿を書いている6月30日現在、まだ1回しか投稿できていません。まあ、暇過ぎてブログにへばりついているよりはマシかもしれません。時々更新しますので、良かったら覗いてみてください。以上、宣伝でした。

 **ちくし法律事務所**
CHIKUSHI LAW OFFICE



〒818-0056
福岡県筑紫野市二日市北1丁目1番5号
代表TEL 092-925-4119
代表FAX 092-925-4127
URL <http://www.chikushi-lo.jp/>